

地域の空き家相談員をはじめとする空き家相談・支援体制の 整備支援業務受託候補者選定に係る募集要項

1 業務の名称

地域の空き家相談員をはじめとする空き家相談・支援体制の整備支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務の内容（提案募集の内容）

別紙 地域の空き家相談員をはじめとする空き家相談・支援体制の整備支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

4 業務に関する基本的事項

(1) 受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。

イ 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ 当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績の有無は問わない。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の日前3年以内に業務を完了した当該業務と同種又は類似の業務の受託実績がある場合は、評価の際に加点する。

エ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

オ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

カ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

キ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

(2) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前

に京都市と協議を行い、京都市の文書による承認を得なければならない。

(3) 業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、2,835千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

(4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

(5) 委託料の支払いについて

支払いは、すべての委託業務が完了し、京都市の実施する検査に合格した後に、受託者からの請求により行う。

(6) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(7) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(8) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

(9) 資料の取扱い

京都市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

5 応募手続

(1) 提出物

作成にあたっては、各様式に記載された注意書きに留意すること。

ア 参加希望申出書（様式1） 1部

イ 提案書等

- ・ 企画提案書（様式2から様式4まで） 6部
- ・ 見積書（様式5） 1部
- ・ 業務実績の契約書の写し 6部

※ 提案書等において求める内容は、7(2)評価項目を参照のこと。

(2) 提出方法

「ア 参加希望申出書」は、電子メール又は持参による。

「イ 提案書等」は、郵送又は持参による。

なお、電子メール又は郵送による場合は、受信確認及び配達の確認を電話にて行うこと。郵送の場合は、当日消印有効とする。

(3) 提出期間

ア 参加希望申出書

令和5年5月31日（水）午前9時から 令和5年6月7日（水）午後5時（必着）

イ 提案書等

令和5年5月31日（水）午前9時から 令和5年6月14日（水）

※ 持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課 （担当 戸倉、白木）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488（分庁舎3階）

電話（075）222-3667 FAX（075）222-3526

電子メールアドレス machisai_akiya@city.kyoto.lg.jp

(5) その他

ア 提出物の変更の禁止等

提出期限後において、提出物の内容を変更することはできない。また、提出物に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。

ウ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できる。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 提案の辞退

5(1)の提出物の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

6 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法

- ア 提出期限 令和5年6月7日（水）午後5時（必着）
- イ 提出方法 電子メールによる（必ず受信確認を行うこと）
- ウ 様 式 自由
- エ 提 出 先 上記「5(4)提出先」と同じ

(2) 質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、京都市情報館において公開することとする。

◆本プロポーザルのホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000312710.html>

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

7 受託候補者の選定

5(1)の提出物に基づき、参加者の参加資格を確認のうえ、事業実務能力を審査し、受託候補者を決定する。

(1) 選定方法

下記(2)に掲げる評価項目について採点し、提案の順位を決定する。このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

なお、評価点が60点を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。

(2) 評価項目

評価項目		評価基準	配点	満点
配置技術者の実績等	統括責任者の過去3年の同種・類似実績	A：2件以上	5	5
		B：1件	3	
		C：なし	0	
	統括責任者の手持ち業務の件数	A：2件未満	5	5
		B：2件	4	
		C：3件	3	
		D：4件	2	
		E：5件以上	0	
	主任技術者の過去3年の同種・類似実績	※統括責任者の同種・類似実績における評価に同じ	5	5
	主任技術者の手持ち業務の件数	※統括責任者の手持ち業務の件数における評価に同じ	5	5
	業務遂行に十分な担当者の人数が確保されているか（主任技術者を含む）。	A：3人以上	5	5
		B：2人	3	
		C：主任技術者のみ	0	
所在地	本店、支店の所在地が京都市内であるか	A：本店所在地が京都市内	5	5
		B：支店所在地が京都市内	3	
		C：本店及び支店が京都市内以外	0	
提案事項等	業務の理解度	A：非常によく理解している	20	20
		B：よく理解している	15	
		C：普通	10	
		D：理解不足	5	
		E：理解していない	0	
	提案の的確性	A：極めて高い	20	20
		B：高い	15	
		C：中位	10	
		D：やや低い	5	
		E：低い	0	
	業務の実現性	A：極めて高い	20	20
		B：高い	15	
		C：中位	10	
		D：やや低い	5	
		E：低い	0	
受託金額	受託希望金額に応じて配点を行う。		10	10

8 選定結果の通知

(1) 受託候補者に選定された提案者への通知

第1順位の提案者に対して、受託候補者として選定された旨を文書で通知する。

(2) 受託候補者に選定されなかった提案者への通知

受託候補者に選定されなかった提案者に対して、選定されなかった旨を通知する。
通知を受けた提案者は、通知を受領した日から7日以内に京都市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 受託候補者の選定結果の公表

受託候補者の選定後、受託候補者及びその評価点、選定理由、参加した事業者名を公表する。

9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

10 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

11 問合せ先

上記「5(4)提出先」と同じ